



議員提出議案 意見書

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

記

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがなくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

① 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

② 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

③ 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることか

ら、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

④ 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税法体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

⑤ 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今限り措置として、期限の到来をもつて確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、東京など大都市部への過度な人口集中は、感染拡大のリスクを高め、甚大な経済的被害を与えることがわかった。また、生産の海外依存度の高さが、国内サプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにしたところである。このようなことから、地方への人口や諸機能の分散、サプライチェーンの国内回帰は論を待たないところである。

一方で、近年は雨の降り方が激甚化、局地的になっており、全国各地で毎年大規模な水害が発生しており、県内でも江の川流域において、平成30年7月、今年7月とわずか2年の間に2回、浸水被害を受けた。

以上のことから、我が国がリスクに対応できる強靱な経済・社会構造を構築するには、まず地方において、生活・経済活動のベースとなる、また安全・安心を確保する、道路ネットワークの構築や河川改修などの社会資本の整備、近年激甚化する自然災害に対応した防災・減



災対策と既存のインフラ機能を維持・回復させる老朽化対策などの喫緊の課題に、集中的に取り組むことが必要である。

加えて、生産性の向上や民間投資の誘発に直結する交通基盤など社会資本の重点的な整備は、コロナ禍で落ち込む地域経済を回復させるうえで、より一層必要となる。

ついでに、感染症の拡大防止とともに、地方創生を力強く進める前提となる社会資本整備を推進するため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

① 令和3年度予算において、地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。

② 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、農業農村整備事業予算等については、道路ネットワークや農林水産基盤の整備、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

③ 平成30年豪雨に続き、わずか2年の間に2度の浸水被害を受けた江の川流域の治水事業予算を大幅に増額するとともに、遅れている斐伊川水系改修予算を十分に確保し、治水対策を早急に進めること。

④ 中国横断自動車道尾道松江線の補完道である国道54号の改良整備を促進し、陰陽交通の安定確保に努めること。

⑤ 令和2年度で終わる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊

急対策」を長期の計画に改め、継続すること。併せて、地方負担分を軽減する措置も含め必要な予算・財源を別枠で安定的に長期にわたり確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。

⑥ 施設の老朽化に関わる点検や点検結果に基づく修繕の実施など老朽化対策の推進に必要な予算を従来の予算とは別に確保すること。また、補助対象を拡大し、確実に所要の予算を配分するとともに、地方負担分についての地方財政措置を拡充すること。

⑦ 地方自治体が老朽化対策を進めるにあたり課題としている技術職員の不足など技術力に関し、国や地方整備局の体制を強化し、支援を図ること。

⑧ 新型コロナウイルス感染症の流行で、大幅に停滞する地方の経済・雇用を下支えする公共事業を含めた令和2年度補正予算を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。